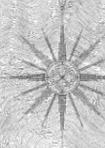
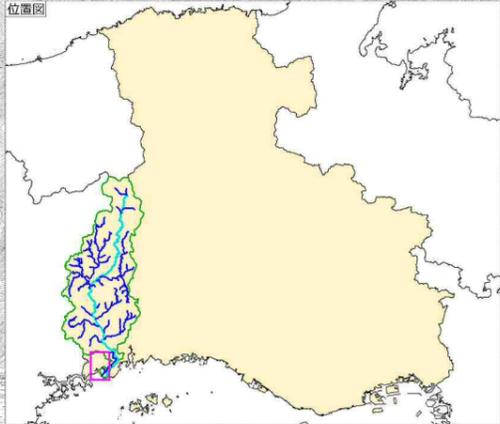


位置図

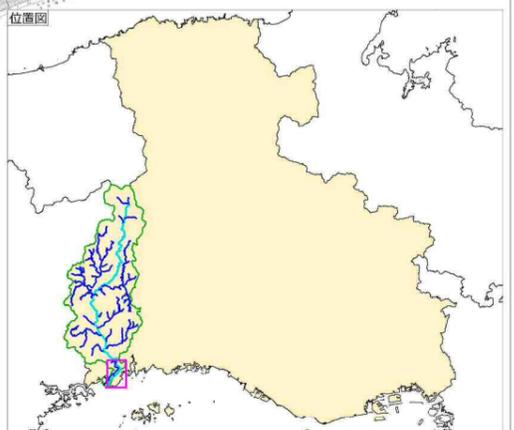
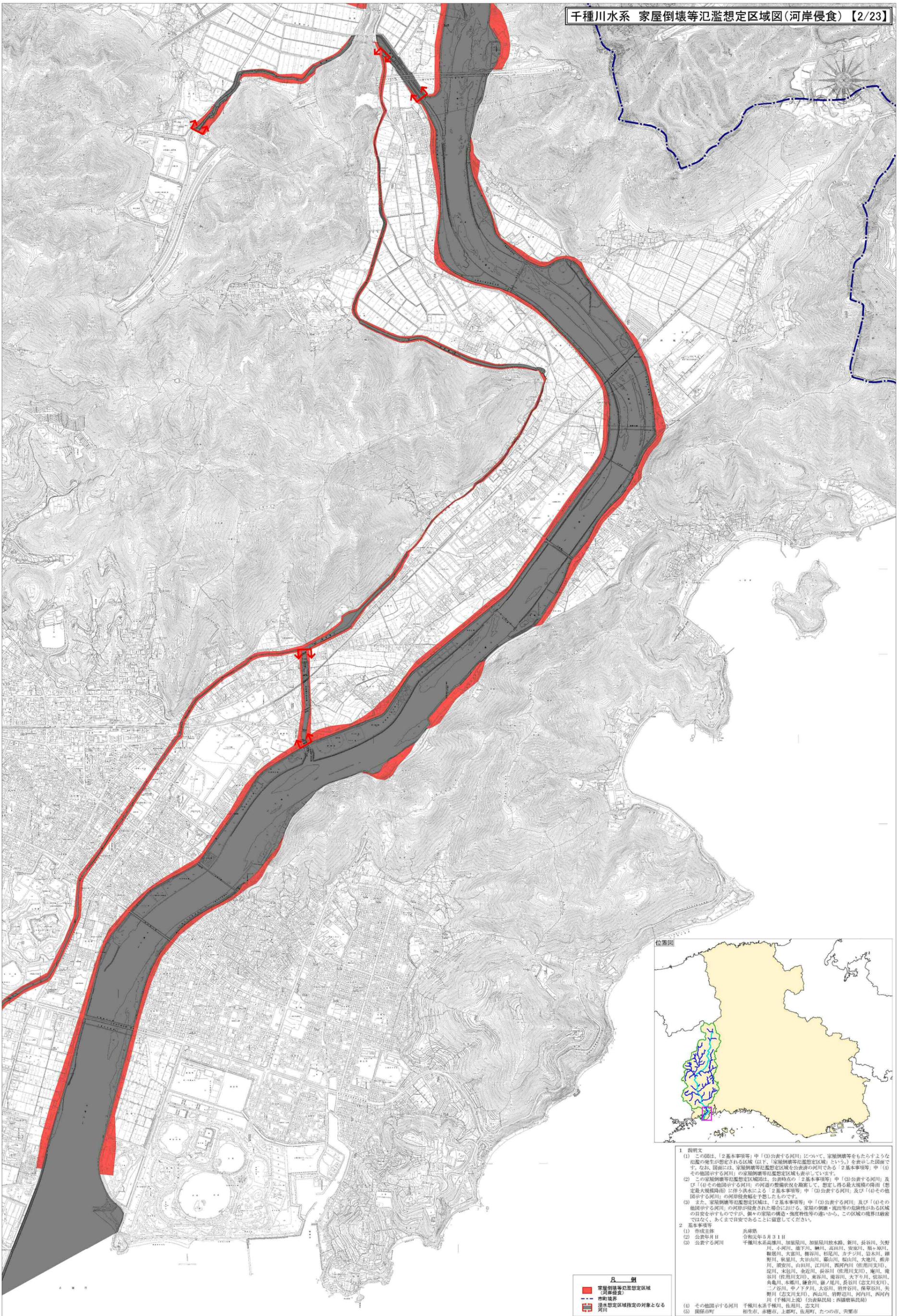


1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。  
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食を予想したものです。  
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安とするもので、個々の家屋の構造・築造時期等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等  
 (1) 作成主体 浜豊橋  
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日  
 (3) 公表する河川 千種川水系高尾川、加里尾川、加里尾川放水路、新川、長谷川、矢野川、小川、能下川、柳川、高田川、安室川、栗ヶ原川、鞍馬川、大富川、梅谷川、杉尾川、カサシ川、岩木川、細野川、東里川、大目山川、藤山川、福山川、大池川、鹿井川、須安川、山田川、谷川川、西河内川(佐用川支川)、淀川、末包川、金逆川、長谷川(佐用川支川)、鹿川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、天下り川、笠谷川、向島川、本間川、鎌倉川、鎌ヶ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、保草谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表機関:西尾郡民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川  
 (5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郷町、佐用町、たつの市、奥瀬市

凡 例  
 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)  
 市界  
 氾濫想定区域指定の対象となる河川



**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河川の整備状況を加味して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。個々の家屋の構造・強度等性の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和5年5月31日  
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加屋原川、加屋原川放水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、瀬川、高田川、安室川、梨ヶ原川、柳野川、大富川、播磨川、杉尾川、カチノ川、岩木川、津野川、秋里川、大田山川、塚山川、大瀬川、新井川、須安川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支川)、淀川、未包川、金近川、長谷川(佐用川支川)、庵川、庵谷川(佐用川支川)、東谷川、庵谷川、太下り川、笠谷川、角亀川、木瀬川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下夕川、太谷川、岩野谷川、保草谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野谷川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表住民局:西播磨住民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系(輸川、佐用川、志文川)  
 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

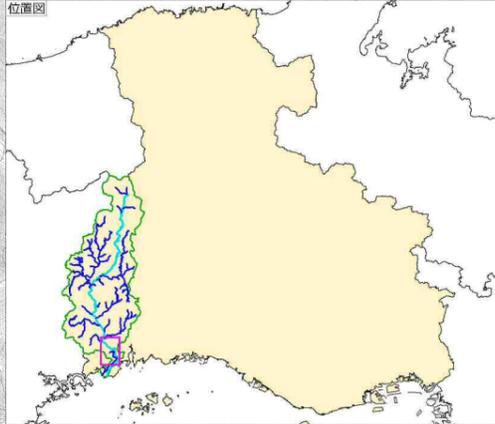
(5) 関係市町

**凡 例**

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

--- 市町境界

■ 洪水想定区域指定の対象となる河川



1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、家屋倒壊等氾濫想定区域)とすることを表示した図面である。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。  
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河川氾濫を想定したものである。  
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものであるが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意していただきたい。

2 基本事項等  
 (1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和元年9月31日  
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加担川、加担川水鏡、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、柳川、高田川、安室川、泉ヶ原川、鞍馬川、大富川、梅谷川、杉尾川、カチジ川、岩木川、瀬野川、秋葉川、大日山川、霧山川、稲山川、大塚川、瀬井川、安室川、山田川、江戸川、西河川(佐用川支川)河川、未包川、金冠川、長谷川(佐用川支川)、庵川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、竜谷川、大下り川、笠谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、藤ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、坂巻谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表主体:西播磨民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川  
 (5) 関係市町 相生市、赤穂市、土庫町、佐用町、たつの市、宍粟市

凡 例

	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
	市界
	浸水想定区域指定の対象となる河川

